

環境アセスメントに関する 皆様のご意見を募集しています 札幌飛行場滑走路延長事業 計画段階環境配慮書

現在、東区丘珠町、栄町地区では、札幌飛行場滑走路延長事業が予定されており、札幌市環境影響評価条例に基づき、「計画段階環境配慮書」の縦覧が行われています。

札幌市では、この計画段階環境配慮書について、環境の保全の見地からの意見を募集しますので、ご意見のある方は次の要領で提出願います。

※「計画段階環境配慮書」とは、札幌市環境影響評価条例第6条の3の規定に基づき、事業者が事業の「位置・規模」又は「配置・構造」に関する複数案を検討し、環境保全に必要な配慮について検討した結果をまとめた図書です。

1 意見書の提出

縦覧中の計画段階環境配慮書について、環境保全の見地からご意見のある方は、下記の方法により提出してください。

◆意見募集期間

令和7年(2025年)11月12日(水)～同年12月25日(木)まで(必着)

※持参の場合、土日祝日を除く、8時45分から17時15分まで

◆提出方法

○郵送、FAX、又は直接持参の場合

裏面の様式に必要事項を記入し、以下の住所にご提出ください。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目(札幌市役所本庁舎12階南側)

札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課 TEL (011)211-2879、FAX (011)218-5108

○電子メールの場合

提出対象の計画段階環境配慮書の名称、氏名及び住所、環境保全の見地からの意見及びその理由を、日本語により、電子メール本文に直接記載事項を記入の上送付してください。

ファイルが添付されているものは受付いたしません。(送付先: assess@city.sapporo.jp)

2 計画段階環境配慮書の縦覧

計画段階環境配慮書は次のとおり縦覧しています。

◆縦覧期間

令和7年(2025年)11月12日(水)～同年12月11日(木)まで(9時から17時まで)

◆縦覧場所

北海道開発局港湾空港部空港・防災課
東京航空局丘珠空港事務所
札幌市まちづくり政策局空港活用推進室
札幌市北区市民部総務企画課
札幌市東区市民部総務企画課
丘珠空港ターミナルビル

北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
東区丘珠町
中央区北1条西2丁目
北区北24条西6丁目1-1
東区北11条東7丁目1-1
東区丘珠町

縦覧・意見募集のお知らせは、札幌市ホームページでも掲載しています。

https://www.city.sapporo.jp/kankyo/assessment/itiran/joureill/sapporo_airfield_hairyosyo_ikenbosyu.html



SAPP
RO



さっぽろ市
02-J02-25-2247
R7-2-1507

計画段階環境配慮書についての意見書

令和7年 月 日

(宛先) 札幌市長

札幌市環境影響評価条例第6条の7の規定により、計画段階環境配慮書についての意見書を提出します。

配慮書の 名 称	札幌飛行場滑走路延長事業　計画段階環境配慮書
氏名(フリガナ)	
住 所 電話番号	
※環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語で記入） 	

※この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができます。

締切日：令和7年12月25日(木)必着（直接持参、郵送、FAX 又は電子メール）

提出先：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎12階南側）

札幌市 環境局 環境都市推進部 環境共生担当課

TEL (011)211-2879 FAX (011)218-5108

電子メール：assess@city.sapporo.jp （左記コード→ ）

